

# 第 1 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 17 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第1回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月17日(水) 午後2時から午後3時10分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 19人

1番 齊藤善彦	2番 佐々木吉秋
3番 鈴木昇	4番 白岩勝
5番 関正美	6番 相場堅一
7番 加藤淳	8番 武藤真作
9番 星容子	10番 伊藤洋文
11番 三浦宏和	12番 柴田ますみ
13番 佐々木和昭	14番 加賀屋慎一
15番 鎌田悦雄	16番 佐々木繁明
17番 藤田修	18番 佐々木英久
19番 佐藤きよ子	
- 5 欠席農業委員  
なし
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第3号 農用地利用集積計画(令和5年度第10号計画)に関する件
  - 第7 議案第4号 非農地証明申請に関する件
  - 第8 議案第5号 令和6年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦子	参事	熊谷 勝
副参事	伊藤 弘	副参事	住谷 真人
副参事	稲葉 隆	主席主査	勝田 茂満
主査	鈴木 百愛	主査	幸野 善寿
主任	廣嶋 孝祐	主任	佐藤 知拓
- 8 書記  
主査 鈴木 百愛
- 9 議事録署名委員  
14番 加賀屋 慎一      15番 鎌田 悦雄

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和6年第1回農業委員会総会を開会いたします。 委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第1回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、14番加賀屋慎一委員、15番鎌田悦雄委員をお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従い、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
18番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
15番鎌田悦雄委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
13番佐々木和昭委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
3番鈴木昇委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「令和5年度秋田市農業大賞審査委員会」について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (幸野主査)	<p><b>【会務報告2の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第93回常設審議委員会」について、私から報告をします。  <b>【会務報告3の報告】</b></p>
	<p>次に、会務報告4の「令和5年度秋田市農業大賞実行委員会総会」について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局 (幸野主査)	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「秋田市農業再生協議会臨時総会」について、私から報告をします。
	【会務報告5の報告】
	次に会務報告6の「令和5年度第3回運営委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (廣嶋主任)	【会務報告6の報告】
議長	次に会務報告7の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告11の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告7から11までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
18番佐々木英久委員	はい。
議長	佐々木英久委員、どうぞ。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。 会長からの会務報告5にある秋田市農業再生協議会臨時総会の議案第6号、加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収についてです。元に戻すという意見もあったということですが、元に戻すとは具体的にどういうことでしょうか。
議長	今現在、秋田市は旧秋田市、旧河辺町、旧雄和町の3つの地区に分けて基準単収を設けているが、旧秋田市であっても地域差はあるのだから、3地区の単収は同じでもよいのではという意見もあったということです。
18番佐々木英久委員	わかりました。
議長	他にございますか。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。

議長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (鈴木主査)	<p>議案書1ページから2ページの4件について説明いたします。  番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。  土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。  譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、以前から当該農地を管理、耕作し経営面積の拡大を考えていた譲受人にこの度、贈与するものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。  農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。  次に、番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。  土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。  譲受人は労力不足により経営縮小を進めていることから、申請地の近辺に所有農地があり経営規模の拡大を考えていた親戚関係にある譲受人と売買をしようとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。  農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。  次に番号3、4については、同じ譲受人へそれぞれの持分を移転する案件のためまとめて説明いたします。  譲受人は[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]、[REDACTED]。  土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。  申請地については、譲受人、譲渡人の3人の共有名義となっており、当該地周辺では今後、ほ場整備が予定されています。譲渡人は、2人とも県外在住でありこの度、持分の集約を図るため親戚である譲渡人と売買しようとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。  農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。  これら4件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま  す。  以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。  説明は以上です。</p>
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 始めに番号1について、現地を調査した鎌田重憲推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。鎌田推進委員より、何ら問題ないとの報告を受けました。ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、番号2について、外旭川の現地を調査した熊谷裕幸推進委員から

議	長	報告を受けた14番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。
14番加賀屋慎一委員		14番加賀屋です。1月4日に熊谷推進委員から現地確認をした報告を頂きました。何ら問題ないとのことでした。また、私も自分のほ場が近くにあり、現地を確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	続いて番号2の飯島の現地を調査した保坂正真推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いします。
17番藤田修委員		17番藤田です。1月9日の区域部会で保坂推進委員から報告を頂きました。何ら問題ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	次に、番号3と番号4について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番相場です。熊谷護推進委員から問題ないとの連絡を頂きました。私も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第2号、農地法5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案書の3ページをご覧ください。 番号1。借受人は[ ]。貸出人は[ ]。施設の概要は、現場事務所および資材置場への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページから2ページまでをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は秋田県が発注する河川改修に伴う鋼橋架設工事を受注しており、工事箇所の近隣で現場事務所や資材置場に利用する土地を探したものの適地がなかったことから、工事箇所までの道のりがほぼ直線であり道路からの進入が容易な当該地を選定し、一時転用しようとするものです。

事務局 (勝田 主席 主査)	<p>立地基準については、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域内、農地区域内農用地は農用地区域内農地です。</p> <p>農用地区域内農地は原則不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力及び信用に関して、資金計画は自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はなしです。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和6年6月30日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。復元計画について、事業終了後、仮設建造物等を撤去・清掃したのち原状復帰することとしています。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設けることとし、排水計画について、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は水路放流です。</p> <p>現地は令和6年1月4日に確認しております。</p> <p>なお、今回の転用案件は30アール以下の一時転用であるため、秋田県農業会議への諮問は不要となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、番号1について、現地調査を行った鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告をいたします。</p> <p>当該地については、私も日常的に通っており、土地の所有者も知っております。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	なし。
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（令和5年度第10号計画）に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (廣嶋 主任)	<p>はじめに、所有権移転の2件について説明いたします。議案書は、5ページから10ページまでです。</p> <p>番号1。受け手は[REDACTED]。出し手は[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。これを含む合計2</p>

事務局 (廣嶋主任)	<p>件のうち、売買が1件、贈与が1件です。</p> <p>続きまして、利用権設定について説明いたします。</p> <p>まず、農地中間管理事業以外の9件について、議案書は、11ページから17ページまでです。</p> <p>番号1。借り手は[ ]。貸し手は[ ]。</p> <p>次に、農地中間管理事業の53件について、議案書は、18ページから103ページまでです。</p> <p>番号1。借り手は[ ]。貸し手は[ ]。</p> <p>これら合計62件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、令和5年度第10号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
8番武藤真作委員	はい、議長。
議長	武藤委員、どうぞ。
8番武藤真作委員	はい、8番武藤です。議案書5ページの番号1、現況地目が田、作物が果樹とある2筆についてです。おそらく買った後、転作扱いで何らかの果樹を植えると思いますが、果樹の取扱いを教えてくださいませんか。
議長	事務局、お願いいたします。
事務局 (廣嶋主任)	当該地には、リンゴ等を植える予定と聞いています。転作上の取扱いは直ぐに回答できないので、農業農村振興課への確認が必要です。
8番武藤真作委員	はい、議長。
議長	武藤委員、どうぞ。
8番武藤真作委員	はい、8番武藤です。作付け後に、転作作物として認められないということにならないでしょうか。
議長	事務局、お願いいたします。
事務局 (熊谷参事)	<p>従前、この農地が水稻を作付けしたか、あるいはその他の作物を作付けしていたかによって、売買後に買手の野帳上の取扱いが変わると思われま</p> <p>す。この筆については面積が小さいため、以前から水稻の作付けをしておらず、転作扱いになっていたものと推測されます。</p> <p>この場合は、買手側に所有権が移転してもそのまま転作扱いとなります。果樹を転作作物として作付けした場合は、転作作物を果樹として作付けした扱いになります。</p>
8番武藤真作委員	はい、議長。

議 長	武藤委員、どうぞ。
8番武藤真作委員	はい、8番武藤です。転作作物として杉を作付けしている場所もあり、これも転作扱いとなっていますが、それでよいのかとの疑問もあります。
議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (熊谷参事)	杉を転作作物として作付けした場合は、その状況により非農地とすることもできます。一方、本人が希望すれば、その農地は転作扱いとしています。ただし、農業委員会として非農地として判断した場合は、転作野帳からは除外されます。
議 長	武藤委員、いかがでしょうか。
8番武藤真作委員	買手の方は、以前に購入した農地にも果樹を植えており、周辺の住民から「農地に果樹を植えてもよいのか」と疑問の声がありました。今回の議案に上がっている農地も同じ状況にならないかと危惧しており、転作に関して、具体的な話が聞けたらと思い質問しました。以上です。
4番白岩勝委員	はい。
議 長	白岩委員、どうぞ。
4番白岩勝委員	はい、4番白岩です。農地に杉を植えても、転作扱いとなりますが、それを見た周囲の人がどの様に感じるのかということだと思われれます。
3番鈴木昇委員	私の地域でも転作作物として杉を作付けしましたが、住民からは「あれは駄目ではないか」との声がありました。
11番三浦宏和委員	樹園地は登記地目にはなく、地目上、畑となります。果樹を植えることは転用行為にはあたりません。一方、杉苗の植林は転用申請が必要です。なお、登記地目の変更は成木にならないとできません。
3番鈴木昇委員	最近、田にイチジクを転作作物として作付けするところもみられます。水稻以外の作付を奨励し転作のカウントとしてきた経緯もあるため、これもやむを得ないかと思われれます。
8番武藤真作委員	いずれ、まわりの住民や農家から、「果樹を作付けして良いのか」という声があるため、確認したものです。
議 長	農地を適切に管理できるかが重要ですから、果樹を植えてもしっかりと栽培管理すれば問題はないと思います。 今後の推移をしっかりと見守り、問題あれば指導することとします。
事 務 局 (住谷副参事)	はい、議長。
議 長	事務局どうぞ。

事務局 (住谷副参事)	補足ですが、通常は議案書の作物の欄には具体的な作物名を記載しますが、買手の方に作付け作物を確認した際、その農地に適した品種を見極めて作付けしたいとの話があったため、具体的品目を記載しておりません。
議長	他にありませんか。
18番佐々木英久委員	はい、議長。
議長	佐々木英久委員、どうぞ。
18番佐々木英久委員	はい、18番佐々木です。果樹の場合、10アール当たりの作付け基準はあるのですか。
事務局 (住谷副参事)	特に、計画決定にあたり、具体的な作付け基準等はありません。適正に管理できる範囲で植えてもらえればと思います。
18番佐々木英久委員	杉の植栽方法には、1反歩300本という基準がありますが、人によって400～500本植えたりもします。それは間伐の必要があるからですが、果樹であれば1反歩1本でも適切に管理できればよいと思われます。 話をまとめると、杉苗の植林は転作としてカウントされるし、成木になれば非農地化も可能ということですね。
11番三浦宏和委員	現在は、転作により非農地化した農地は、山林等へ地目変更することが多くなっています。以前は、転作の分母には非農地化した農地も含まれていましたが、再生協議会になって以降の転作の面積カウントの取扱い変更も影響していると思われます。
議長	他にありませんか。
一 同	なし。
議長	他にないようですので、採決に移ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決します。 始めに通常利用権の番号3番について採決します。 7番の加藤淳委員の退席をお願いします。  【7番加藤淳委員退席】

議	長	農用地利用集積計画、通常利用権の番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、通常利用権の番号3番について、原案のとおり決定することにいたします。 7番の加藤淳委員の着席をお願いします。  【7番加藤淳委員着席】
議	長	次に、農地中間管理事業の番号22番から24番について採決します。 5番の関正美委員の退席をお願いします。  【5番関正美委員退席】
議	長	農用地利用集積計画、農地中間管理事業の番号22番から24番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、農地中間管理事業の番号22番から24番について、原案のとおり決定することにいたします。 5番の関正美委員の着席をお願いします。  【5番関正美委員着席】
議	長	次に、議事参与案件であった、通常利用権の番号3番を除いた8件、および農地中間管理事業の番号22番から24番を除いた50件につきまして、一括して採決します。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、通常利用権の番号3番を除いた8件、および農地中間管理事業の番号22番から24番を除いた50件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（令和5年度第10号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第7、議案第4号、非農地証明申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案について説明します。議案書の104ページをご覧ください。 番号1。申請人は[REDACTED]。 土地の所在は下新城岩城[REDACTED]ほか1筆、面積は合わせて131平方メ

事務局 (勝田主席主査)	ートル。登記地目、現況地目はともに畑、事由について「昭和58年頃から耕作されておらず山林化している」です。
	<p>それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。現地は令和5年12月22日に確認しております。</p> <p>続いて、番号2。申請人は[REDACTED]。</p> <p>土地の所在は河辺戸島[REDACTED]、面積は2,375平方メートル。登記地目、現況地目はともに畑、事由について「昭和50年頃から耕作されておらず山林化している」です。</p> <p>非農地証明申請説明資料の2ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。現地は令和5年12月26日に確認しております。</p> <p>番号1および番号2ともに、申請地の状況から「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>始めに、番号1について、7番加藤淳委員から報告をお願いします。</p>
7番加藤淳委員	<p>7番加藤です。12月22日に伊藤貞美推進委員、藤嶋卓也推進委員と現地確認をしました。山頂付近に当該地があり山道も管理されておらず、当該地も山林化しており非農地と判断しても問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に、番号2について、5番関正美委員から報告をお願いします。</p>
5番関正美委員	<p>5番関です。12月26日に佐々木繁明農業委員、足利俊博推進委員と現地確認をしました。何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>非農地証明申請に関する件、2件について、ご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
一同	なし。
議長	<p>ご質問等がないようですので、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第4号、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第5号、令和6年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (幸野主査)	<p>それでは議案書の105ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件についてご説明いたします。提案理由は記載のとおりです。</p> <p>次のページをご覧ください。前回の12月総会の協議事項において、6年度の秋田市標準受委託料は、改正の必要がない旨、意見の集約をみましましたので、記載のとおり5年度と同額の料金を設定するものです。</p> <p>なお、本料金表は、3月1日号(金)の広報あきたに掲載するほか、ホームページ等で周知いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
12番柴田ますみ委員	はい。
議長	柴田委員、どうぞ。
12番柴田ますみ委員	はい、12番柴田です。前回の総会で、6年度の秋田市標準受委託料について改正しない旨は了承しましたが、前回もお話ししましたが、次年度に向け料金改正を念頭に考えながら検討して頂き、今の段階から今後のスケジュール等を考え料金等についてどのようにするか協議していただきたいです。
議長	他にありませんか。
18番佐々木英久委員	はい。
議長	佐々木英久委員、どうぞ。
18番佐々木英久委員	はい、18番佐々木です。燃料費も上がっています。区画整理されてもいるため、ほ場条件はどの地区も同じような条件となっています。継続して来年度に向け協議してはどうでしょうか。
議長	他にありませんか。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、令和6年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第5号、令和6年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時10分終了)</p>